７障第　　号

令和7年６月　　日

　各法人の長　様

いわき市長　内田　広之

（　公　印　省　略　）

　　　令和6年度障害福祉サービス等処遇改善実績報告書の提出について（通知）

　日ごろより本市の障がい福祉行政にご理解とご協力を賜わり、厚く御礼申し上げます。

　さて、標記加算につきましては、各年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに実績報告書の提出が必要になります。

つきましては、次により処遇改善実績報告書の提出をしていただきますようお願いします。

**１　対象事業所**

　　令和6年度に福祉・介護職員処遇改善加算を算定し確定したすべての事業所

**２　提出期限**

**令和７年７月３１日（木）【当日消印有効】**

　　期限までに実績報告が行われない場合、加算の要件を満たしていない不正請求と判断されることもありますので、遅滞なく提出していただきますようお願いします。

**３　提出方法**

　　郵送により提出してください。

**４　提出書類**

　（１）全事業者共通

障害福祉サービス等処遇改善実績報告書（別紙様式３－１、３－２）

（２）その他（該当する場合のみ）

①職員分類の変更特例に係る実績報告（別紙様式３－３）

②変更に係る届出書（別紙様式４）（年度途中に就業規則を改正又はキャリアパス要件等に関する変更が生じた場合）

**５　提出先**

　　〒970-8026

いわき市平梅本２１

いわき市保健福祉部障がい者福祉課事業係（処遇改善実績報告書）

**６　その他**

**（１）各種様式**

各種様式については、本市ホームページからダウンロードできます 。

いわき市トップページ⇒健康・医療・福祉 福祉事業者向け情報⇒障害福祉サービス事業者等向け⇒障害者総合支援法に基づく指定事業所について⇒令和6年度福祉・介護職員処遇改善加算に関する実績報告書の提出について（障害福祉サービス・障害児通所支援事業）

<https://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1719129712544/index.html>←なおす

**（２）よくあるＱＡ**

**Ｑ１．令和６年度に利用者がおらず、実績がありません。**

Ａ１．実績がなくても、３．（１）の書類提出が必要です。

**Ｑ２．令和６年度中に当該事業を廃止しています。**

Ａ２．廃止していても、３．（１）の書類提出が必要です。

**Ｑ３．実績報告書に計上する加算総額及び賃金改善所要額の期間はいつの分ですか。**

Ａ３．加算総額は、令和6年４月サービス提供分（年度途中から算定の場合は算定開始　　月）から、令和7年３月サービス提供分です。賃金改善所要額は、令和６年度処遇改善計画書に記載した賃金改善実施期間の額です。

**Ｑ４．管理者が生活支援員を兼務している場合は、処遇改善加算の対象となりますか。**

Ａ４．常勤換算上、勤務時間の算入が認められる場合は、対象として差し支えありませ　　ん。

**Ｑ５．年度末に一時金で処遇改善を行う場合、支給日に退職している職員に支払いを　しないといけませんか。**

Ａ５．事業所（法人）全体での賃金改善が要件を満たしていれば、一部の福祉・介護職　　員を対象としないことは可能です。

※「平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するＱ＆Ａ（VOL.2 ）」問８参照

**Ｑ６．派遣職員も処遇改善加算の対象となりますか。**

Ａ６．福祉・介護職員であれば対象です。

※「平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するＱ＆Ａ（VOL.2 ）」問25参照

［事務担当：保健福祉部障がい福祉課 事業係 中川 渡邉 TEL22-7486］